

国土交通省管理の由良川における河川区域の変更について

令和2年4月16日付けで国土交通省が管理する由良川において河川区域の変更を行いましたので、変更を表示した図面を閲覧に供します。今回の変更は、由良川橋梁から以久田橋の区間となっています。

河川区域の変更を表示する図面

- ・河川区域告示図面 由良川水系第20号図
- ・河川区域告示図面 由良川水系第21号図
- ・河川区域告示図面 由良川水系第22号図

河川区域の変更は、洪水の防止等、河川を適切に管理するため必要です。

今後必要な区間について、河川区域の変更を実施していきます。

※図面の閲覧場所は、国土交通省近畿地方整備局及び同局 福知山河川国道事務所です。

※また、綾部市役所行政情報コーナーでも閲覧可能です。

※本図面に関する問合せは、福知山河川国道事務所 河川管理課までお願いします。(TEL.0773-22-5104)

河川区域の変更区間（航空写真）



※着色範囲が国土交通省管理の河川区域です。